

見積参考資料

業務委託名 吉井川浄化センター統廃合詳細設計業務委託（その1）

- 1 本見積参考資料は、積算数量の積算内容を示したもので、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本業務の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項目	数値処理	単位（円）
1. 施工代価表	1円未満切り捨て	円止まり
2. 直接人件費	—	円止まり
3. その他 (簡易報告書印刷製本費)	千円未満切り捨て	千円止まり
4. 直接経費	—	千円止まり
5. 直接原価	—	円止まり
6. その他原価	1円未満切り捨て	円止まり
7. 間接原価	—	円止まり
8. 業務原価	—	円止まり
9. 一般管理費等	設計業務における委託業務価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
10. 委託業務価格計	—	万円止まり
11. 消費税相当額	—	千円止まり
12. 設計金額	—	千円止まり

3 積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

単価適用年月 令和8年5月

4 積算基準について

1) 施工代価表について

- ・数量に単価を乗じて算出した金額は1円単位（1円未満切り捨て）で計上している。
- ・施工代価表 第0-0001号表～第0-0013号表は、下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 一第3巻 設計委託一の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ロ）管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）」の「a）開削工法（内径1,200mm未満）」の歩掛を採用している。
- ・施工代価表 第0-0002号表～第0-0006号表、第0-0011号表～第0-0012号表は、管路延長750m以上～900m未満の条件で補正している。基準歩掛に開削工法管路延長補正率を乗じて算出した数量は、小数第3位まで（小数第4位四捨五入）としている。
- ・施工代価表 第0-0007号表～第0-0010号表は、管路延長750m以上～900m未満の条件および工法による補正率で補正している。基準歩掛に「開削工法管路延長補正率」と「工法による補正率」を乗じて算出した数量は、小数第3位まで（小数第4位四捨五入）としている。
- ・施工代価表 第0-0013号表の数量は以下のとおり。
 - 理事・技師長 0.622人
 - 主任技師（内業）1.866人
- ・施工代価表 第0-0014号表～第0-0026号表は、下水道用設計標準歩掛表 令和7年度 一第3巻 設計委託一の「〔I〕管路施設実施設計業務」の「（ロ）管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）」の「d）推進工法（刃口・小口径）」の歩掛を採用している。
- ・施工代価表 第0-0015号表～第0-0019号表、第0-0024号表～第0-0025号表は、管路延長100m未満の条件で補正している。基準歩掛に推進工法管路延長補正率を乗じて算出した数量は、小数第3位まで（小数第4位四捨五入）としている。
- ・施工代価表 第0-0020号表～第0-0023号表は、管路延長100m未満の条件および工法による補正率で補正している。基準歩掛に「推進工法管路延長補正率」と「工法による補正率」を乗じて算出した数量は、小数第3位まで（小数第4位四捨五入）としている。
- ・施工代価表 第0-0026号表の数量は以下のとおり。
 - 理事・技師長 0.650人
 - 主任技師（内業）1.950人

2) その他(簡易報告書印刷製本費)について

・下記の式により算出している。

$$\text{その他(簡易報告書印刷製本費)} = (10 - 0.5 \times A)\% \times \text{直接人件費} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \quad (\text{成果品 1 部})$$

$$A = \text{直接人件費} / 1,000,000 \quad (\text{小数第3位四捨五入})$$

$(10 - 0.5 \times A)\%$ はパーセント表示の小数第3位四捨五入

なお、算出後のその他(簡易報告書印刷製本費)については千円未満切り捨てしている。

3) その他原価・一般管理費等について

歩掛表に基づき算出している。

- ・その他原価の算出過程における $\alpha / (1 - \alpha)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出している。
- ・一般管理費の算出過程における $\beta / (1 - \beta)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出している。

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。